

# 令和7年度 田畑から未来の成田をつくる会

## 総 会 資 料



日 時：令和7年6月13日（金）午後5時から

場 所：成田市役所6階 中会議室

## 令和7年度「田畑から未来の成田をつくる会」総会次第

日時：令和7年6月13日（金）午後5時から  
場所：成田市役所6階 中会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 来賓あいさつ

4. 議長選出

5. 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）について

6. その他

7. 閉 会

## 第1号議案 令和6年度事業報告について

### 令和6年度事業報告

#### (1) 検討会の開催

- ・有機農業推進に係る協議会設立検討会2回(6/17、7/22)
- ・総会1回(8/20)
- ・役員会3回(10/28、11/26、1/29)
- ・意向調査の実施(10/1～10/31)  
(生産者267件、消費者1081件、事業者252件)
- ・「成田市有機農業実施計画」の策定・オーガニックビレッジ宣言(3/28)

#### (2) 生産関連

- ・有機農業研修会(12/19)
- ・視察研修 オーガニックライフスタイル EXPO、バイオセボン麻布十番店、ビオラル有明ガーデン店(10/4)

#### (3) 流通・加工関連

- ・産業まつりへの出展(11/16～11/17)
- ・なりたオーガニックフェア(2/8)

#### (4) 消費関連

- ・学校給食における有機農産物の使用(有機米:1調理場、有機野菜:全9調理場)

## 第2号議案 令和7年度事業計画（案）について

### 令和7年度事業計画~~（案）~~

#### （1）検討会の開催

- ・ 総会 1回（6/13）
- ・ 役員会 必要の都度（5/12、他2回程度）

#### （2）生産関連

- ・ 市内研修会（6/25）
- ・ 視察研修 いすみ市（7/25）
- ・ 栽培技術の実証ほ場（2箇所）
- ・ 栽培技術や土づくりに係る研修会の開催（民間稲作研究所）

#### （3）流通・加工関連

- ・ 市内イベントへの参加やマーケット等の開催

#### （4）消費関連

- ・ 学校給食における有機農産物の使用
- ・ ホームページやSNS、動画等を活用して市内の有機農業の取組を紹介

## (参考)

### 令和6年度事業費の内訳

#### 1. 収入の部

単位 (円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金	4,392,105	令和6年度千葉県みどりの食料システム戦略 (有機農業産地づくり推進事業) 補助金

#### 2. 支出の部

区 分	金 額	備 考
検討会の開催	3,683,076	・アドバイザー契約 ・意向調査の実施
生産関連の取組	197,461	・有機農業研修会 ・視察研修 (バス運行委託)
流通・加工関連の取組	32,082	・産業まつり及びなりたオーガニックフェア 消耗品
消費関連の取組	479,486	・学校給食への有機農産物の使用差額分
合 計	4,392,105	

## (参考)

### 令和7年度予算

#### 1. 収入の部

単位(円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金	6,088,000	令和7年度千葉県みどりの食料システム戦略 (有機農業拠点創出・拡大加速化事業)補助 金

#### 2. 支出の部

区 分	金 額	備 考
検討会の開催	1,200,000	・各種イベントに係るアドバイザー契約
生産関連の取組	1,346,900	・有機栽培技術研修 ・視察研修 ・ほ場借り上げ料
流通・加工関連の取組	1,014,800	・市内イベントへの参加やマーケット等の開催
消費関連の取組	2,526,300	・学校給食への有機農産物の使用差額分 ・PR動画の制作委託
合 計	6,088,000	

## 田畑から未来の成田をつくる会規約

### (名称)

第1条 この会は、田畑から未来の成田をつくる会（以下「つくる会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 つくる会は、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、未来につなげる持続可能な農業を実現するため、農業者及び事業者並びに地域住民が一体となり、地域との調和を図りながら、市内における有機農業などの環境にやさしい農業（以下「有機農業等」という。）について、生産から消費までの一貫した取組等を推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 つくる会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 有機農業等の普及・振興に関すること
- (2) 農業生産における環境負荷低減に関すること
- (3) 学校給食等をはじめとする地産地消の取組に関すること
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第4条 つくる会は、別表の者をもって構成する。

### (役員の数及び選任)

第5条 つくる会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 12名以内

2 役員は、総会において選任する。

### (役員の職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。

### (任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第8条 つくる会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決の評決に加わることはできない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第9条 つくる会の会議は、総会および役員会とする。

2 総会は、毎年1回開催し、必要に応じて、臨時総会を開催できるものとする。

3 総会は会長が招集し、会の運営に関する重要な事項について審議決定する。

4 総会の議決は会員の2分の1以上の賛成による。

5 総会の議長は、会長が務める。

6 役員会は、必要のつど開催し、会の目的達成に必要な方策についての企画、立案並びに、これの実行にあたる。

(ワーキンググループ)

第10条 会の業務を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第11条 事務局は成田市経済部農政課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年8月20日から施行する。

## 役員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	堀越 一仁	かんらん車	
副会長	龍崎 一彦	ドリーム成田	
理 事	菅澤 繁樹	大栄みみずの会	
理 事	根本 博示	成田市環境保全型農業研究会	
理 事	窺 建児	成田市農業協同組合営農部	
理 事	長嶋 俊春	かとり農業協同組合指導経済部	
理 事	市原 重信	千葉県印旛農業事務所改良普及課	
理 事	福島 由規	成田市教育委員会学校給食センター	
理 事	弘海 哲史	成田市こども未来部保育課	
理 事	大隅 光夫	成田市経済部農政課	
顧 問	高柳 功	おかげさま農場	